

会議録

会議の名称	平成30年度第4回行財政改革推進委員会
開催日時	平成30年8月24日（金）9時00分から11時15分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>委員：横道清孝委員長 原田久副委員長 鈴木文彦委員 中村良二委員 伊藤俊介委員 駿河修委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員</p> <p>事務局：飯島企画部長 古厩企画政策課長 直井企画部主幹 近藤企画政策課主査 南企画政策課主任 佐藤企画政策課主事</p> <p>所管課：横山高齢者支援課長 倉本高齢者支援課長補佐 舛谷高齢者支援課高齢者サービス係主事 山田ごみ減量推進課長 上條ごみ減量推進課ごみ減量係主事 根岸教育企画課学務係主査 山本教育企画課学務係主事</p>
欠席者	なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業評価（外部評価）の実施について（3事業） 2 第4次行財政改革大綱 後期基本方針（骨子案）について 3 その他連絡事項
会議資料の名称	<p>資料1 事務事業評価（外部評価）の実施について</p> <p>資料2-1 事務事業評価シート（高齢者等外出支援サービス事業）</p> <p>資料2-2 事務事業評価（外部評価）補足資料</p> <p>資料3-1 事務事業評価シート（集団回収奨励金）</p> <p>資料3-2 資源物の行政回収と集団回収のコスト比較（平成28年度）</p> <p>資料3-3 都内26市の集団回収実施状況</p> <p>資料4-1 事務事業評価シート（交通擁護委託料）</p> <p>資料4-2 事務事業評価（外部評価）補足資料</p> <p>資料4-3 都内26市の交通擁護員配置状況</p> <p>資料5 第4次行財政改革大綱 後期基本方針（骨子案）</p> <p>参考資料 第4次行財政改革大綱～地域経営戦略プラン～</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

○発言者名：
発言内容

《開会》

○横道委員長：
定刻となりましたので、平成30年度第4回行財政改革推進委員会を開催いたします。
議題に入る前に、事務局から報告があります。

○事務局：
本日の委員会でございますが、委員定数8名のうち、出席者8名で定足数を満たしておりますので、本委員会の成立をご報告いたします。

議題1 事務事業評価（外部評価）の実施について（3事業）

○横道委員長：
それでは議題1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《資料1に沿って説明》

○横道委員長：
事務事業評価（外部評価）の実施方法について、事務局から説明がありました。
本日は、外部評価対象3事業について、事務事業評価シートの裏面に記載されている一次評価・二次評価の評価理由及び前回の委員会での指摘事項を踏まえた追加資料を中心に、所管課及び事務局より説明した後、質疑を行います。質疑が終わり所管課が退席した後、委員間で意見交換を行い、外部評価の取りまとめを行うこととしますので、よろしくをお願いします。
それでは、高齢者等外出支援サービス事業について、所管課及び事務局から説明をお願いします。

○高齢者支援課：《資料2-1、2-2に沿って一次評価及び補足事項について説明》

○事務局：《資料2-1に沿って二次評価について説明》

○横道委員長：
高齢者等外出支援サービス事業について、所管課及び事務局から説明がありました。
引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○駿河委員：
資料2-2の「2 単価契約の内容と事業費の内訳」の表中に記載されている運賃とは、減免措置により市が事業者へ支払うこととなったメーター料金でしょうか。

○高齢者支援課：
お見込みのとおりです。

○伊藤委員：

減額措置を受けている住民税非課税世帯のうち、介護保険制度の中で代替サービスを利用できない方については、利用者の自己負担で民間の事業者を利用していただくことになるのでしょうか。

○高齢者支援課：

お見込みのとおりです。生活保護における通院移送費の支給や介護保険の給付対象範囲など、重複する各種制度を精査したうえで、実施要綱を含めた制度の見直しを行う必要があると認識しております。

○牧野委員：

外出支援サービスで実際に利用されている距離はどの程度でしょうか。

○高齢者支援課：

利用距離の実績値については把握していませんが、制度上は半径 30 k m の範囲内で利用できることとなっています。

○駿河委員：

要介護 3～5 の方が利用者の半数以上を占めており、一概に廃止とは言えないが、事業内容の見直しや料金体系など、外出支援事業として改善の余地が多く残されていると思います。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(高齢者支援課退席)

○横道委員長：

次に、高齢者等外出支援サービス事業について、意見交換及び評価に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員

過去に、生活保護の通院移送費を廃止した自治体において、市民から一定の反発があったと伺っております。また、減免措置にかかるメーター料金のコストについても、行革効果額は低いと考えられることから、事業廃止の判断については慎重にならざるをえないと思います。

○中村委員：

生活保護受給者については、生活保護における通院移送費の支給があることから、他の制度との重複について整理する必要があると思います。

○牧野委員：

資料 2-2 の「3 平成 29 年度利用回数の内訳」を見る限り、利用者の大半が減免措置を受けているという実態を考えると、廃止という評価は難しいと思います。

○渡辺委員：

市外医療機関等への通院が必要な方にとっては、所得等に応じた減免措置のメリットは大きく、他に利用できる制度がないのであれば必要な事業であると思います。

○原田副委員長：

通院目的以外の利用がないとなると、この制度の必要性について、廃止を前提とした見直しが必要かと思えます。

○鈴木委員：

二次評価の評価理由を教えてください。

○事務局：

外出支援サービスについては、代替措置となる民間の介護タクシーサービスも併せて検証する必要があり、実施要綱の改正も視野に入れ、制度自体を抜本的に見直しする必要があると考えております。

○横道委員長：

それでは、高齢者等外出支援サービス事業についての評価判定に移ります。
4段階の評価区分を順番に申し上げますので、委員の皆様は挙手をお願いします。

【評価結果】

「抜本的見直し」7名 「廃止」1名

○横道委員長：

評価理由としては、利用実態として通院目的以外の利用がないことや、類似サービスの代替の可能性があることから、制度自体の必要性も含めて見直しを図る必要があると考えられるため、外部評価は「抜本的見直し」とします。

続いて、集団回収奨励金事業について所管課及び事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課：《資料 3-1、3-2、3-3 に沿って一次評価及び補足事項について説明》

○事務局：《資料 3-1 に沿って二次評価について説明》

○横道委員長：

集団回収奨励金事業について、所管課及び事務局から説明がありました。引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○伊藤委員：

資料 3-2 の最下段の表に記載されている回収量の内訳としては、古紙・古布のみでしょうか。

○ごみ減量推進課：
お見込みのとおりです。

○横道委員長：
集団回収事業にかかる経費の流れを教えてください。

○ごみ減量推進課：
回収業者は、登録団体から資源ごみを集め、圧縮梱包処理を施し、専門業者に売払います。専門業者から得られる売払い金は回収業者の収入となり、市の歳入にはなりません。なお、市は回収業者に対して、回収委託料を支払っていますが、圧縮梱包作業にかかる処理委託料は発生していない一方で、市は登録団体に対して、回収量に応じた奨励金を支払っています。

○鈴木委員：
行政回収と集団回収を比べると、1t 当たりの経費が集団回収の方が高額であるため、集団回収事業の経費抑制を検討する必要があるのではないのでしょうか。例えば、回収業者が専門業者から得る売払い金を登録団体にも分配し、奨励金を減額するといった方法が考えられます。

○横道委員長：
他市においても同じ仕組みで運営しているのでしょうか。

○ごみ減量推進課：
集団回収事業については、回収委託料が発生していない市もございます。

○伊藤委員
本事業を廃止した場合に、資源ごみを分別せず、可燃ごみとして排出する家庭が増える可能性については、どのようにお考えでしょうか。

○ごみ減量推進課：
資源物の分別に対する市民の意識は一定程度浸透しており、そのようなケースは少ないものと見込んでおります。

○駿河委員：
資料3-2によると、古紙・古布の回収量の3分の1が集団回収によるものですが、主にどのような登録団体から回収されているのでしょうか。

○ごみ減量推進課：
主な登録団体はマンション管理組合などです。

○牧野委員：
行政回収と比較すると、集団回収における収集場所や収集日時に違いがあるのでしょうか。

○ごみ減量推進課：

集団回収については、登録団体もマンション等の住人で構成された団体が中心となっているため、指定日に資源物を出すだけで、実態は行政回収と変わらないと認識しております。

○横道委員長：

登録団体に支払われた奨励金はどのような用途に使われているのでしょうか。

○ごみ減量推進課：

正確には把握しておりませんが、マンション管理組合においては、管理費の一部に充当されているものと思われます。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(ごみ減量推進課退席)

○横道委員長：

それでは、集団回収奨励金事業について、意見交換に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員

仮に本事業を廃止すると、回収業者に売払い金が入らなくなるため、慎重な議論が必要になると思います。

○事務局：

事業コストを抑制する方策としては、集団回収事業でビン・缶類などを新たな回収品目に追加することで、回収業者が得る売払い金を増やす代わりに、回収委託料を減らすということも一つの方法であると考えております。

○渡辺委員：

市民の分別に対する意識の高さや、本事業が地域コミュニティの活性化に特に寄与していると見受けられない状況から、廃止も視野に検討する必要があると思います。

○伊藤委員：

ごみ分別を徹底させるための代替案があれば、本事業を廃止してもよろしいかと思えます。例えば、中国の一部地域では、正しく分別して出された資源物を電子的に管理し、ポイントなどのインセンティブを付与している事例もあります。

○駿河委員：

本事業がコミュニティの活性化に寄与するものでなく、回収率にも影響しないのであれば廃止してもよろしいかと思えます。

○牧野委員：

集団回収奨励金が、子ども会などの活動資金になっているケースもあり、安易に廃止するべきではないと思います。

○中村委員：

現行の仕組みで集団回収を続けるには、費用対効果が見合っていないように感じます。

○鈴木委員

本事業を廃止にすると、回収業者に入る売払い金はなくなりますが、行政回収の回収委託料が増えることになりますので、業者にとって大幅な減収とはならないのではないのでしょうか。行政回収よりも事業コストをかけて集団回収を継続する妥当性がないのであれば、廃止にすべきだと考えます。現行よりも事業コストを抑えられるのであれば、廃止しなくてもよいと思います。

○駿河委員：

集団回収でのごみ回収量が全体の3分の1を占めているという点は評価できます。

○原田副委員長：

ごみ出しのプライバシーに配慮すると、今後は、戸別回収が主流になっていくと思います。

○横道委員長：

それでは、集団回収奨励金事業についての評価判定に移ります。

4段階の評価区分を順番に申し上げますので、委員の皆様は挙手をお願いします。

【評価結果】

「抜本的見直し」5名 「廃止」3名

○横道委員長：

評価理由としては、集団回収を実施している登録団体の多くがマンション管理組合であり、回収方法や集積所など、行政回収との違いがほぼないと考えられ、現行の仕組みでは、事業実施効果も見えづらいことから、外部評価は「抜本的見直し」とします。

続いて、交通擁護委託料について所管課及び事務局から説明をお願いします。

○教育企画課：《資料4-1、4-2、4-3に沿って一次評価及び補足事項について説明》

○事務局：《資料4-1に沿って二次評価について説明》

○横道委員長：

交通擁護委託料について、所管課及び事務局から説明がありました。引き続き質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○中村委員：

資料４－３を見ると、交通擁護員を配置していない市が多い印象を受けますが、他市は子どもの防犯安全についてどのような対策を講じているのでしょうか。

○教育企画課：

まず、全く配置していない市につきましては、保護者や地域の方に見守り活動をお願いしていることに加えて、学校での安全指導を行っております。また、配置している市については、死亡事故の発生箇所や、都市開発による交通事情の変化に伴い、交通擁護員を配置する必要があったものと伺っております。

○原田副委員長：

本事業を継続する上では、限られた予算の範囲内で優先順位をつけて必要最低限の箇所に配置し、それ以上の配置の求めに対しては、受益者にも負担を求めるべきということの他に、交通擁護員の担い手が不足していることが課題ではないのでしょうか。

○横道委員長：

交通擁護員を配置していないところは、どのような体制で安全を確保しているのでしょうか。

○教育企画課：

主に保護者の輪番制により、見守り活動を行っているものと伺っております。

○駿河委員：

交通擁護員を配置していない市が数多くある中で、これまで事業を継続してきた理由は何でしょうか。また、事業開始当初から配置箇所は増えているのでしょうか。

○教育企画課：

本事業を廃止した場合に、交通事故や事件が起こるリスクを考慮して、事業を継続してきたものと思われれます。また、事業開始当初より配置箇所は増えており、近年増やした主な理由としては、泉小学校の廃校による通学路の変更や、調布・保谷線開通による交通事情の変化があげられます。加えて、議会においてはむしろ増員するべきとの意見もあります。通学路点検等で保護者からの配置要望がある中で、増員が難しく現状維持ということでの説明をしてきており、ここ２年程は増えておりません。

○駿河委員：

近年、交通擁護員の配置を廃止した市はあるのでしょうか。

○教育企画課：

資料４－３をご覧くださいますと、例えば東大和市では、今年度は配置できていない状況があると伺っております。

また、多摩市については、一部の地域で代替措置を検討しつつ、段階的に減らす方向で進めていると伺っております。

○鈴木委員

参考までに、資料４－３の作成にかかった所要時間を教えてください。

○教育企画課：

資料４－３の作成については、今春、事務事業評価とは別件で、交通擁護員の配置に関する都内 26 市調査の中から抜粋しておりますので、過大な業務負担は生じておりませんが、当初の調査にかかる業務量を考慮すると、一定の業務負担は生じております。

○牧野委員：

交通擁護員の勤務中に事故が起こったことはあるのでしょうか。

○教育企画課：

過去については分かりかねる部分もありますが、特にないかと思います。

○原田副委員長：

本事業には、交通安全対策の他に、事業効果はあるのでしょうか。

○教育企画課：

防犯面での効果が一定程度あると考えております。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特になければ、質疑については以上で終了します。所管課の方はご退席ください。

(教育企画課退席)

○横道委員長：

それでは、交通擁護委託料について、意見交換に入ります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員

交通擁護員の勤務中に事故が起こった場合の責任の所在など、シルバー人材センターに委託するにはリスクが高い事業だと思います。

○牧野委員：

全てを廃止する必要はありませんが、保護者が重複して立っている箇所は精査が必要であると思います。

○鈴木委員

保護者に対して、見守り活動の協力を呼びかける必要はあると思いますが、これまで築いてきた信頼関係がある中で、全てを廃止するという事は難しいと思います。

また、意見になりますが、今回ご提示いただいた３つの事業のそれぞれの追加資料は、事業の必要性を判断する上で非常に参考になりました。全ての事業における情報公開の対象になる資料については、ビッグデータ化し、ホームページなどで公開すること

も検討していただければと思います。

○伊藤委員：

安全・防犯対策という効果が見えづらいものに対して、事業の必要性を見極めることは非常に難しいと思います。

○渡辺委員：

代替措置があるのであれば、事業の廃止もあり得るのではないのでしょうか。

○中村委員：

交通擁護員を配置していない市も多い中で、多額の事業費をかけて実施すべき事業であるかどうか疑問があります。

○原田副委員長：

交通擁護員の配置箇所数（67箇所）は都内26市において最も多いが、他市と比較して、見守り活動に対する保護者や地域の意識が醸成されていないか、交通事情が著しく悪いなどの要因があるとは思えません。事業としては継続しつつ、限られた人材や財源の範囲内で対応、見直しを図るべきものと考えます。

○横道委員長：

多額の事業費に見合うだけの費用対効果があるかは疑問が残るため、防犯カメラや保護者・地域の見守り活動と合わせて、一体的な安全・防犯対策として交通擁護員の配置の見直しを検討してはいかがでしょうか。

それでは、交通擁護委託料についての評価判定に移ります。

4段階の評価区分を順番に申し上げますので、委員の皆様は挙手をお願いします。

【評価結果】

「改善見直し」1名 「抜本的見直し」7名

○横道委員長：

評価理由としては、子どもたちの安全・地域の防犯という目的を考慮すると、直ちに廃止することは難しいが、将来的な交通擁護員の人材不足を見据え、保護者等に対して、見守り活動の協力を呼びかけると共に、事業費の抑制に努めることが妥当であると考えられることから、本委員会における外部評価は「抜本的見直し」とします。

以上で、全事業についての外部評価が終わりました。次回の委員会においては、本日決定した評価に評価理由等を加えた外部評価（案）について審議の上、外部評価を決定したいと思います。

議題2 第4次行財政改革大綱後期基本方針（骨子案）について

○横道委員長：

それでは議題2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《資料5に沿って説明》

○横道委員長：

第4次行財政改革大綱後期基本方針（骨子案）について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員

資料5「Ⅲ－2行財政改革の視点」について、地域性をより重視するとした方向性は良いと思います。

○駿河委員：

資料5のⅣ－1（3）「取組の見える化」について、具体的な内容や目的は何でしょうか。

○事務局：

毎年度策定するアクションプランにおいて、取組の進捗状況や財政効果額等を公開することにより、行財政改革の可視化を図りたいと考えております。

また、具体的な「見える化」の取組として、保育課においては、市民向けのパンフレットにおいて保育料におけるコストの内訳を明らかにし、利用者に対して受益者負担の必要性を理解していただく取組を行っております。

○鈴木委員

新地方公会計を事務事業評価に取り入れることにより、事業費等の「見える化」を図ることも重要であると考えます。

○駿河委員：

情報を公開することはもとより、情報公開についての市民周知にも取り組んでいただきたいと思います。

○鈴木委員：

客観的な根拠や数字に基づいた資料を公開することにより、事務事業の見直しの議論につなげていくことも重要であると考えます。

○横道委員長：

他にご質問・ご意見等ございますでしょうか。本日の委員会での議論を踏まえ、10月の委員会答申の手交に向け、事務局と答申案の調整をしたいと思います。特になければ、次の議題に入ります。

議題3 その他連絡事項

○横道委員長：

それでは議題3「その他連絡事項」ですが、事務局から何かございますか。

○事務局：

次回の委員会の開催日程につきましては、別途調整させていただきますが、10月上旬

の開催を予定しております。次回の委員会では、事務事業評価（外部評価）（案）の審議および第4次行財政改革大綱の中間見直しに係る委員会答申の手交について議題とさせていただきます。

また、委員会答申（案）につきましては、追って事務局より委員の皆様へメールにて送付し、内容の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横道委員長：

最後に、委員の皆様から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、平成30年度4回行財政改革推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。